

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	78799
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市西区 新町4丁目9番8－802号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	藤田 昌史
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	108928
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市中心区 南船場 4 丁目 7 番 6 号心斎 橋中央ビル 5 階
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	山 口 靖
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	78108
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市北区 西天満 5 丁目 1 － 9 大和地所 南森町ビル 4 階 3 A 号室
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	中村 雅晴
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	102638
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市北区 浪花町 1 3 番 3 8 号千代田ビ ル北館 7 F
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	槻木 孝康
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	36181
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪市天王寺区東高津町1番23号小橋ビル
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	辻 博一
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	91374
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府東大阪市 永和3丁目8番13号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	菅野 博文
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	153632
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府東大阪市足代北2丁目20番23-106号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	安永 健二
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	85095
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	大阪府松原市一津屋 4 丁目 1 1 番 9 号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	泰松 弘
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	143497
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	京都市右京区 西院矢掛町 2 9
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	沖田 善文
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	27314
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	京都市左京区修学院西沮沢町 1 3 番地 1 5
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	山下 浩人
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	86275
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	神戸市中央区 相生町 5 丁目 1 2 番 7 号生 田ビル 4 F
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	佐田 尚裕
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	69988
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	神戸市東灘区森北町4丁目18番31号ベ ネフィス森北N－2
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	枋谷 敬子
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	82752
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	兵庫県川西市絹延町1－8－（303）
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	泉 平八
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・1通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書		
令和 7 年10月17日		
下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。		
近畿税理士会 会長 石 原 健 次		
送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	104788
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	滋賀県彦根市大藪町 1 7 6 0 番地アーバン ハウス 1 0 1 号
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	竹内 数夫
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費「督促状」・・・・・・ 1 通	
【注 意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第 6 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		